

# 目 次

第1編 社会的養育の推進に向けて .....	5
第2編 新しい社会的養育ビジョン .....	12
第3編 社会的養護の課題と将来像 .....	19
第4編 里親制度運営要綱.....	32
第5編 里親委託ガイドライン .....	44
第6編 小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)実施要綱.....	54
第7編 地域小規模児童養護施設設置運営要綱.....	57
第8編 児童養護施設等における小規模グループケア実施要綱 .....	59
第9編 児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進のために.....	62
第10編 家庭支援専門相談員(その他5職種)の配置について .....	72

第11編	社会的養護関係施設における第三者評価及び自己評価の実施について.....	78
第12編	社会的養護関係施設における親子関係再構築支援ガイドライン.....	82
第13編	施設運営指針・里親等養育指針.....	88
1	児童養護施設運営指針.....	88
2	乳児院運営指針.....	96
3	情緒障害児短期治療施設運営指針.....	100
4	児童自立支援施設運営指針.....	107
5	母子生活支援施設運営指針.....	112
6	里親及びファミリーホーム養育指針.....	117
7	自立援助ホーム運営指針.....	126
第14編	福祉行政報告例の概況.....	129
第15編	児童養護施設入所児童等調査結果.....	131

\* 弊社の許可なく、個人的なご利用以外の目的でこのPDF教材を印刷・複製することを禁止します。  
また、ご自身でこのPDF教材を紙媒体に印刷し、弊社の許可なく頒布し、またはフリマアプリ・ネットオークション等に出品することは、弊社の知的財産権を著しく侵害する行為であり、これを固く禁止します。

**【ご利用上の注意】**

- ① この資料ダイジェスト版には、社会的養護に関する厚生労働省関係資料のうち、平成30年（後期）保育士試験の「社会的養護」で出題される可能性の高い内容を含む資料が掲載されています。

ただし、全資料の全文を掲載したのでは、試験対策教材としての独自の存在意義がなくなってしまうので、「社会的養護」の出題傾向と照らし合わせて、重要と考えられる部分を抜粋し、約140ページのダイジェスト版としてまとめ、さらに読みやすいように、重要と考えられる語句・文はゴシック体で表示しております。

重要と考えられる「里親委託ガイドライン」や「児童養護施設運営指針」、「里親及びファミリーホーム養育指針」などはできるだけ省略しないように掲載しておりますが、「社会的養護」の出題の仕方から考えると、省略されている部分から出題される可能性も否定できません。

この資料ダイジェスト版に掲載されている内容を優先して押さえたうえで、さらに万全を期したいという方は、厚生労働省HP > 「子ども・子育て支援」 > 「社会的養護」のページで、資料全文あるいは他の資料をご覧ください。

( [http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo\\_kosodate/syakaiteki\\_yougo/index.html](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/syakaiteki_yougo/index.html) )

なお、各資料の内容は資料作成当時のものとなっており、最新の統計数字等と一致しない点があるので、ご注意ください。

- ② この資料ダイジェスト版を最初からそのまま読んでいくのは少々苦痛かと思われるので、まずは、他の教材（リベンジセットのポイント集・予想問題集や他社の問題集など）で学習していて、厚生労働省関係資料に関する内容に触れた際にさらに詳しい内容を調べる、その際に重要と思われる部分にマーカーやアンダーラインで色つけをしていき、ひと段落つくごとに通読してみる、という形で利用されるのがいいと思います。

そのようなプロセスを平成30年（後期）の筆記試験までに行えるだけ繰り返すという形で学習を進めていっていただきたいと思います。

厚生労働省通知等の資料を読む際には、その資料の**目的・理念・方向性**（施設の小規模化、家庭的養護の推進、個別化などが多いと思います。）を常に意識し、「覚える」のではなく「**心で理解する**」ことを繰り返していただきたいと思います。そうすることで、万一、準備していない部分が出題されたとしても、無難に現場思考で対応できる可能性も高くなると思われるためです。

- ③ 「平成28年改正児童福祉法の施行に伴う情緒障害短期治療施設関係通知の取扱いについて」（平成29年3月31日 厚生労働省通知）【抜粋】

「平成28年6月3日に公布された「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第63号。）については、既にその一部が施行されているが、平成29年4月1日から全面的に施行され、「**情緒障害児短期治療施設**」は「**児童心理治療施設**」に名称を変更することとしている。

このため、既存の厚生省児童家庭局長通知その他の厚生省通知及び厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知その他の厚生労働省通知について、別途通知が発出されない限り、「**情緒障害児短期治療施設**」とある部分の適用については、必要な読替えを行った上で、「**児童心理治療施設**」に対して引き続き適用されるので、御了知の上、貴管内の関係者に対して周知し、その運用に遺漏のないようお願いする。」

## 第1編 社会的養育の推進に向けて【抜粋・要約】

### 2. 社会的養護の現状

#### (1) 施設数、里親数、児童数等

保護者のない児童、被虐待児など家庭環境上養護を必要とする児童などに対し、公的な責任として、社会的に養護を行う。対象児童は、約4万5千人。

里親	家庭における養育を里親に委託		登録里親数	委託里親数	委託児童数	ファミリーホーム	養育者の住居において家庭養護を行う (定員5~6名)	
			11,405世帯	4,038世帯	5,190人			
	区分 (里親は重複登録有り)	養育里親	9,073世帯	3,180世帯	3,942人			
		専門里親	689世帯	167世帯	202人			
		養子縁組里親	3,798世帯	309世帯	301人			
		親族里親	526世帯	513世帯	744人	ホーム数	313か所	
						委託児童数	1,356人	

施設	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	母子生活支援施設	自立援助ホーム
施設数	138か所	615か所	46か所	58か所	232か所	143か所
定員	3,895人	32,605人	2,049人	3,686人	4,779世帯	934人
現員	2,801人	26,449人	1,399人	1,395人	3,330世帯 児童5,479人	516人
職員総数	4,793人	17,137人	1,165人	1,743人	2,080人	604人

小規模グループケア	1,341か所
地域小規模児童養護施設	354か所

※里親数、FHホーム数、委託児童数、乳児院・児童養護施設の施設数・定員・現員は福祉行政報告例(平成29年3月末現在)  
 ※施設数、ホーム数(FH除く)、定員、現員、小規模グループケア、地域小規模児童養護施設のか所数は家庭福祉課調べ(平成28年10月1日現在)(※乳児院・児童養護施設除く)  
 ※職員数(自立援助ホームを除く)は、社会福祉施設等調査報告(平成28年10月1日現在)  
 ※自立援助ホームの職員数は家庭福祉課調べ(平成28年3月1日現在)  
 ※児童自立支援施設は、国立2施設を含む

## 第2編 新しい社会的養育ビジョン

（新たな社会的養育の在り方に関する検討会 平成29年8月）

### <要約編>

#### 1. 新しい社会的養育ビジョンの意義

虐待を受けた子どもや、何らかの事情により実の親が育てられない子どもを含め、全ての子どもの育ちを保障する観点から、平成28年児童福祉法改正では、**子どもが権利の主体であることを明確にし**、家庭への養育支援から代替養育までの社会的養育の充実とともに、**家庭養育優先の理念**を規定し、実親による養育が困難であれば、**特別養子縁組による永続的解決**（パーマネンシー保障）や**里親による養育**を推進することを明確にした。これは、国会において全会一致で可決されたものであり、我が国の社会的養育の歴史上、画期的なことである。

本報告書は、この改正法の理念を具体化するため、「**社会的養護の課題と将来像**」（平成23年7月）を**全面的に見直し**、「**新しい社会的養育ビジョン**」とそこに至る工程を示すものである。新たなビジョン策定に向けた議論では、在宅での支援から代替養育、養子縁組と、社会的養育分野の課題と改革の具体的な方向性を網羅する形となったが、これらの改革項目のすべてが緊密に繋がっているものであり、一体的かつ全体として改革を進めなければ、我が国の社会的養育が生まれ変わることはない。

このビジョンの骨格は次のとおりであり、各項目は、工程に基づいて着実に推進されなければならない。

#### 2. 新しい社会的養育ビジョンの骨格

地域の変化、家族の変化により、社会による家庭への養育支援の構築が求められており、子どもの権利、ニーズを優先し、家庭のニーズも考慮してすべての子ども家庭を支援するために、身近な市区町村におけるソーシャルワーク体制の構築と支援メニューの充実を図らなければならない。

例えば、多くの子どもがその生活時間を長く過ごしている保育園の質の向上および子ども家庭支援として、対子ども保育士数の増加やソーシャルワーカーや心理士の配置等を目指す。さらに、貧困家庭の子ども、障害のある子どもや医療的ケアを必要とする子どもなど、子どもの状態に合わせた多様なケアを充実させるとともに、虐待や貧困の世代間連鎖を断ち切れるライフサイクルを見据えた社会的養育システムの確立、特に自立支援や妊産婦への施策（例えば、産前産後母子ホームなど）の充実を図る。

中でも、虐待の危険が高いなどで集中的な在宅支援が必要な家庭には、児童相談所の在宅指導措置下において、市区町村が委託を受けて集中的に支援を行うなど在宅での社会的養育としての支援を構築し、親子入所機能創設などのメニューも充実させて分離しないケアの充実を図る。

他方、**親子分離が必要な場合**には、一時保護も含めた代替養育のすべての段階において、子どものニーズに合った養育を保障するために、代替養育はケアニーズに応じた措置費・委託費を定める。**代替養育は家庭での養育を原則とし**、高度に専門的な治療的ケアが一時的に必要な場合には、子どもへの個別対応を基盤とした「**できる限り良好な家庭的な養育環境**」を提供し、**短期の入所を原則とする**。また、里親を増加させ、質の高い里親養育を実現するために、児童相談所が行う里親制度に関する包括的業務（フォスタリング業務）の質を高めるための里親支援事業や職員研修を強化するとともに、民間団体も担えるようフォスタリング機関事業の創設を行う。代替養育に関し、児童

## 第5編 里親委託ガイドライン

（平成23年3月30日（最終改正：平成30年3月30日） 厚生労働省）

### 1. 里親委託の意義（抜粋）

里親制度は、何らかの事情により家庭での養育が困難又は受けられなくなった子ども等に、温かい愛情と正しい理解を持った家庭環境の下での養育を提供する制度である。家庭での生活を通じて、子どもが成長する上で極めて重要な特定の大人との愛着関係の中で養育を行うことにより、子どもの健全な育成を図る有意義な制度である。

近年、虐待を受けた子どもが増えている。社会的養護を必要とする子どもの多くは、保護者との愛着関係はもとより、他者との関係が適切に築けない、学校等への集団にうまく適応できない、自尊心を持っていないなどの様々な課題を抱えている。また、予期せぬ妊娠で生まれて親が養育できない子どもの養育が課題である。子どもを養育者の家庭に迎え入れて養育を行う家庭養護である里親委託が、これまでよりさらに積極的に活用されるべきである。

### 2. 里親委託の原則

家族は、社会の基本的集団であり、家族を基本とした家庭は子どもの成長、福祉及び保護にとって自然な環境である。このため、保護者による養育が不十分又は養育を受けることが望めない社会的養護のすべての子どもの代替的養護は、里親委託を優先して検討することを原則とするべきである。特に、乳幼児は安定した家族の関係の中で、愛着関係の基礎を作る時期であり、子どもが安心できる、温かく安定した家庭で養育されることが大切である。

社会的養護が必要な子どもを里親家庭に委託することにより、子どもの成長や発達にとって、

- ① 特定の大人との愛着関係の下で養育されることにより、自己の存在を受け入れられているという安心感の中で、自己肯定感を育むとともに、人との関係において不可欠な、基本的信頼感を獲得することができる、
  - ② 里親家庭において、適切な家庭生活を体験する中で、家族それぞれのライフサイクルにおけるありようを学び、将来、家庭生活を築く上でのモデルとすることが期待できる、
  - ③ 家庭生活の中で人との適切な関係の取り方を学んだり、身近な地域社会の中で、必要な社会性を養うとともに、豊かな生活経験を通じて生活技術を獲得することができる、
- というような効果が期待できることから、社会的養護においては里親委託を優先して検討するべきである。

### 3. 里親委託する子ども

里親に養育を委託する子どもは、新生児から高年齢児まですべての子どもが検討の対象とされるべきであり、多くの課題を持ち、社会的養護を必要としている子どもの多様さを重視し、子どもと最も適合した里親へ委託する。

#### (1) 保護者による養育の可能性の有無

##### ① 棄児、保護者が死亡し又は養育を望めず、他に養育できる親族等がない子ども

長期的な安定した養育環境が必要であり、法的にも安定した親子関係を築くことが望ましい。このため、特別養子縁組や普通養子縁組を希望する養子縁組里親に委託し、子どものパーマネンシー（恒久的な養育環境）を保障することを優先して検討する必要がある。

## 第11編 社会的養護関係施設における第三者評価及び自己評価の実施について (平成30年3月30日 厚生労働省)

- ※ 「社会的養護関係施設」とは、児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び母子生活支援施設をいう。
- ※ 「第三者評価指針改正通知」とは、「「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」の全部改正について」の一部改正について（平成30年3月26日 厚生労働省）をいう。
- ※ 「全社協」とは、全国社会福祉協議会をいう。

### 1. 第三者評価の趣旨

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第78条第1項により、「社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない。」こととされており、これに基づき、福祉サービス第三者評価事業が実施されている。

福祉サービス第三者評価事業は、社会福祉事業の経営者が任意で第三者評価を受ける仕組みであるが、社会的養護関係施設については、子どもが施設を選ぶ仕組みではない措置制度等であり、また、施設長による親権代行等の規定があるほか、被虐待児が増加していること等により、施設運営の質の向上が必要である。このため、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」（昭和23年厚生省令第63号）において、社会的養護関係施設については、「自らその行う業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。」旨を定め、第三者評価の受審及び自己評価並びにそれらの結果の公表を義務づけている。

これらにより、社会的養護関係施設の第三者評価は、子どもの最善の利益の実現のために施設運営の質の向上を図ることを趣旨として実施されるものである。

### 2. 第三者評価及び自己評価の定期的な実施

- (1) 社会的養護関係施設は、第三者評価指針改正通知及び本通知に基づき、第三者評価を平成30年度から始まる3か年度毎に1回以上受審し、その結果の公表をしなければならない。
- (2) また、第三者評価基準の評価項目に沿って、毎年度、自己評価を行わなければならない。

### 3. 第三者評価の推進組織

#### ① 全国推進組織（全社協）

全国推進組織である全社協は、第三者評価指針改正通知（別紙）「福祉サービス第三者評価事業に関する指針」による業務に加え、社会的養護関係施設第三者評価機関の認証に関すること、社会的養護関係施設についての第三者評価基準及び第三者評価の手法に関すること、第三者評価結果の取扱いに関すること、評価調査者養成研修及び評価調査者継続研修に関すること、その他必要な業務を行う。

#### ② 都道府県推進組織

第三者評価指針改正通知（別添1）「都道府県推進組織に関するガイドライン」による業務に加え、本通知に定める事項に係る業務を行うことができる。